

第4期奈良県地域福祉計画素案の概要

資料 2

<p>1. 策定の趣旨</p>	<p>○個人や世帯が抱える課題が複雑化・多様化しており、既存の社会福祉制度だけでは支援が困難となっています。 ○次期計画では、課題を抱える人に対して包括的な相談支援を実施するとともに、庁内及び多機関が連携する仕組みの構築や、地域の多様な主体の協働による地域力強化、多様な支援に資する社会資源の創出に取り組みます。</p>								
<p>2. 計画期間</p>	<p>○令和4年度から令和8年度の5年間の計画（アクションプログラムの取組状況の定期的な把握と中間見直しを行う）</p>								
<p>3. 位置づけ</p>	<p>○社会福祉法第108条(努力規定) 福祉の各分野における共通事項を定める上位計画。市町村の地域福祉推進のための取組を支援する市町村支援計画。 ○奈良県においては、県が自らも主体的に取り組む県域の地域福祉計画。</p>								
<p>4. 計画の概要</p>									
<p>■基本理念</p>	<p>すべての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、支え合いながら、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。</p>								
<p>■課題</p>	<p>地域からの孤立や複合的な課題を抱える個人・世帯に対し、障害福祉・高齢介護等分野別の制度による支援だけでは十分に対応できない場合がある。</p>								
<p>■基本的な考え方</p>	<div style="border: 1px solid black; background-color: #e0f0e0; padding: 10px; text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>地域住民の困りごとを把握し、適切な支援につなげるとともに、共生のまちづくりに取り組む</p> </div> <p>①地域住民の困りごとを訪問等により積極的に把握し、世帯単位で包括的に受け止める。 ②本人やその世帯が抱える課題を見極め、支援方策の検討を行い、支援機関等へつなぐ。 ③福祉制度の利用につなぐほか、伴走支援や地域での見守り等によりつながり続けることや、地域での居場所づくりも含めた支援を行う。 ①～③の仕組みを構築し、誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らすことができる共生のまちづくりに取り組む。</p>								
<p>■アクションプログラム 〔施策体系〕</p>	<p>1. 包括的な支援体制の整備 2. 「支え合い」の活動の推進 3. 多様な福祉の担い手づくり 4. 地域福祉を推進する環境の整備</p>								
<p>5. 策定 スケジュール</p>	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 10px;"> <p>11月</p> <p>◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会(第1回) 11/5</p> </td> <td style="width: 25%; padding: 10px;"> <p>12月</p> <p>◆厚生委員会報告(素案) ◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会(第2回) 12/13</p> </td> <td style="width: 25%; padding: 10px;"> <p>1月</p> <p>◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会(第3回)</p> </td> <td style="width: 25%; padding: 10px;"> <p>2～3月</p> <p>◆議案上程(計画案)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="padding: 10px;"> <p>◆パブリックコメント</p> </td> </tr> </table>	<p>11月</p> <p>◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会(第1回) 11/5</p>	<p>12月</p> <p>◆厚生委員会報告(素案) ◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会(第2回) 12/13</p>	<p>1月</p> <p>◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会(第3回)</p>	<p>2～3月</p> <p>◆議案上程(計画案)</p>	<p>◆パブリックコメント</p>			
<p>11月</p> <p>◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会(第1回) 11/5</p>	<p>12月</p> <p>◆厚生委員会報告(素案) ◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会(第2回) 12/13</p>	<p>1月</p> <p>◆奈良県地域福祉推進計画 策定委員会(第3回)</p>	<p>2～3月</p> <p>◆議案上程(計画案)</p>						
<p>◆パブリックコメント</p>									

6. 第3期計画との比較

第3期

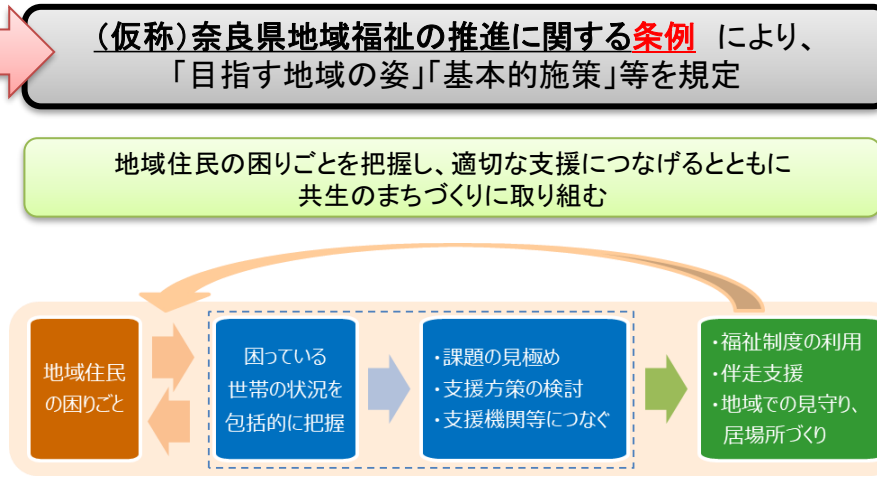
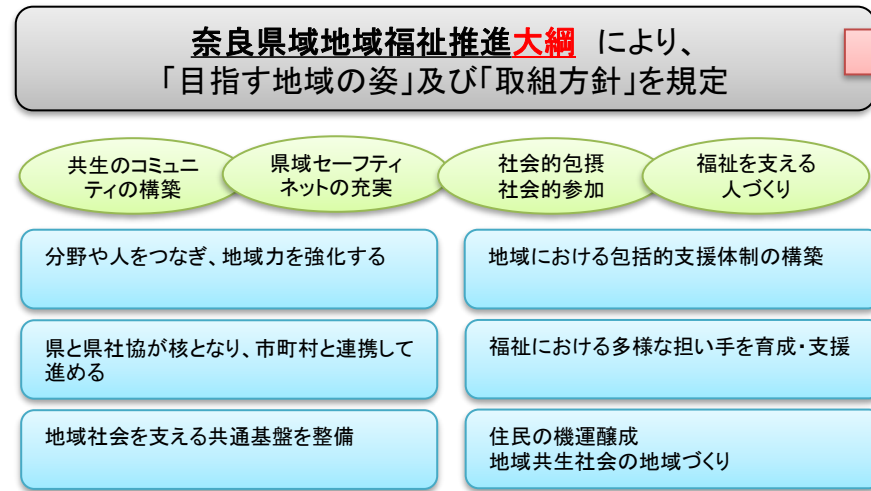
第4期

基本理念

すべての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

すべての県民が尊厳を保持し、地域の一員として包摂され、**支え合いながら**、安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指す。

基本的な考え方

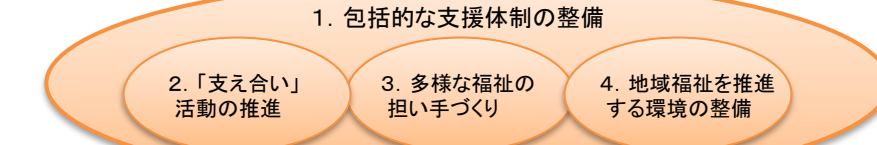
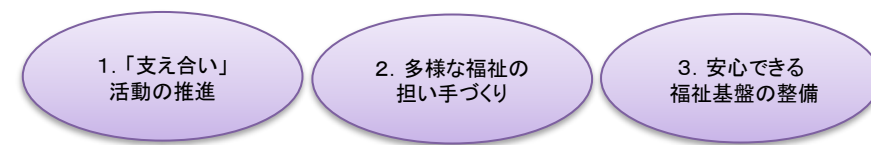


アクションプログラム

三本の施策の柱により計画を推進

「包括的な支援体制の整備」を新たな柱とし、計画を推進

具体的な実行計画
課題解決に向けた取組



制度の狭間となる課題や社会的孤立の増加に対して包括的・予防的支援を目指し、地域力強化に向けた取組の推進や福祉専門職の確保・定着支援、地域の課題解決に資する人材の育成と活用に取り組む。

複雑・多様化する課題を抱える人・世帯に対して包括的な相談支援を実施するとともに、アウトリーチ等を通じた課題の把握、多機関が連携する仕組みの構築や地域力の強化、多様な支援に資する社会資源の創出、地域の課題解決に資する人材の育成と活用に取り組む。